

罷業前に於いて、我が關東同盟は、會社が罷業を口實として組合破壊を行はんとし、組合をオビキ出すが如き傾向を明らかに認め、此點常に野田支部にも警告して居たのであつたが、折柄信州岡谷の争議に没頭したる爲め、萬全の策をなし得なかつた事は頗る遺憾とするところである。

かくして、丸三問題の解決、四月提出の要求案復活、團體協約權の確立を主張して、九月十六日より罷業は始まつた。この罷業命令が果して「組合員をして茫然自失せしめた」(十三頁五行)るや否やは七ヶ月の固き結束によりて明瞭に回答が與へらるゝであらう。

(五) 罷業の経過

(イ) 會社の態度

罷業後に於ける會社は、暴力團を雇入れて労働組合に挑戦し、其暴力行爲を誘發し以つて官憲の峻嚴なる取締りを利用し、一擧労働組合を崩壊せしめんとするものゝ如くであつた。即ち

- (一)事務所の徹底的破壊 一件
- (二)致命的傷害 五件
- (三)暴力的誘拐 五六件

- (四)暴行、殴打、傷害 百五十六件
 - (五)悪宣傳 無數
 - (六)暴言脅迫 無數
- 而して飽くまで頑強なる態度を持し、調停者を斥け、組合との交渉拒絶し、遂に三回に亘つて一千數百名を解雇するに至つた。

(ロ) 組合員の態度方針

労働組合はかくの如き資本家の態度に對しては、目前の利害を越へ、労働組合を死守して之に殉ぜんとする決心をなし、經濟的持久力を整へると共に益々統制を嚴にし、暴力行爲を誡め、會社の陥穽に落ちざる様注意を怠らなかつたが、會社の頑迷に依つて、我國未曾有の長争議となりたる爲め、或は會社の暴力行爲に、刺戟され往々にしてこの規範を破る者あり、現在約十九名の收監者を見るに至つた。

然し乍ら思ふに、勞資の利害絶對に妥協を許さざる問題に就いては、右の如き兩者の態度亦止むを得ざるも、本争議の如きは必ずしも然らず、感情を一擲して互に誠意を示すならば、解決點を見出すこと亦困難に非ずと信じたるも、前述の如く一貫して之が交渉に應じなかつた。しかのみなら